

【緊急銃猟に係る市町村から北海道への応援要請取扱要領】

第 1 趣旨

本要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 34 条の 5 の規定に基づく市町村長から北海道知事への応援の要請（以下、要請という。）に関する手続きなどについて必要な事項を定める。

第 2 基本的な考え方

要請により応援業務に従事する職員は市町村長の指揮のもとで行動するものとする。

応援業務の内容は、安全確保措置を講ずる際の支援や指揮命令への技術的助言など、緊急銃猟に係る補助的な業務とする。

なお、応援業務の大まかな内容は、各市町村のマニュアル等の作成と合わせて事前に調整を行うよう努めること。

（応援業務の例）

- ・住民避難誘導及びその際の車両の運転
- ・夜間（日出前及び日没後）における危険鳥獣の照明器具による照射
- ・指揮命令を発する際の技術的助言 など

第 3 要請等の手続き

- 1 市町村長による要請手続きは、次のとおりとする。

なお、本項の通知、報告等については形式を問わないが、必ず双方に記録が残る 方法とすること。

- (1) 要請を行おうとする市町村長は、（総合）振興局長に対し、緊急銃猟に係る要請であることを明示した上で、次に定める事項を通知するものとする（参考様式第 1 号）。

ア 要請の期間

イ 要請の人数

ウ 業務内容

エ 業務実施場所

オ 要請に係る連絡先

カ その他、派遣に当たって必要となる情報

- (2) 要請を受けた（総合）振興局長は、速やかに職員の派遣など必要な調整を行い、応援要請の応諾を決定し、その旨を市町村長へ通知する（参考様式第 2 号）とともに、要請内容を環境生活部長に報告すること（参考様式第 3 号）。

また、（総合）振興局長は、派遣する職員の名簿 を作成し、管理すること（参考様式第 4 号）。

- (3) 要請期間の終了後、市町村長は、派遣職員等への損害等の有無を確認し、結果を（総合）振興局長あて報告すること（参考様式第 5 号）。

- (4) （総合）振興局長は、損害等があったことが確認された場合、環境生活部長と対応を協議すること。

2 北海道知事による費用の請求は次のとおりとする。

要請に係る業務の終了後、要請を受けた（総合）振興局長は、応援業務に要した費用を市町村長へ請求するものとする。

なお、請求に当たっては、費用の内訳・額について、予め環境生活部長と協議すること。
（費用の例）

- ・職員等の応援に要した交通費
- ・食料費
- ・応援のために提供した資機材等物品の費用及びその輸送費 など

第4 留意事項

次の事項に留意すること。

- 1 本取扱要領は、市町村長から北海道知事に対して任意の応援を求めることを妨げるものではない。
- 2 要請により派遣された職員は、責任の所在を明確にするため、派遣期間中は応援業務に専念すること。

附則 この要領は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。